

平成30年度

周南市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

周南市監査委員

周 監 査 第 8 7 号
令和元年9月11日

周南市長 藤 井 律 子 様

周南市監査委員 中 村 研 二
周南市監査委員 青 木 義 雄

平成30年度周南市健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

平成30年度周南市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年8月9日から令和元年9月3日まで

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼をおき、審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

5 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は次表のとおりで、各比率は早期健全化基準を下回っていた。

(単位 %)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
28年度	—	—	7.9	78.3
29年度	—	—	7.9	90.3
30年度	—	—	8.1	90.3
早期健全化基準	11.57	16.57	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注)・実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がない場合は「—」で表示している。

・早期健全化基準は、周南市に適用された30年度の数値である。

・29年度の将来負担比率は、修正後の数値である。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の一般会計等の実質収支は16億5,267万6千円の黒字となっており、実質赤字額は、なかった。

実質赤字比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位 千円・%)

会 計 名		30年度 実質収支額	29年度 実質収支額	対前年度	
				増減額	増減率
一般会計等	一般会計	1,652,676	2,185,092	△532,416	△24.4
	一般会計等に属する特別会計	—	—	—	—
	合計（一般会計等の実質収支額）	1,652,676	2,185,092	△532,416	△24.4
標準財政規模		36,006,066	36,219,429	△213,363	△0.6

(注)・該当数値がない場合は「—」で表示している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもので、全会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の連結実質収支は180億8,313万8千円の黒字となっており、連結実質赤字額は、なかった。

連結実質赤字比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位 千円・%)

会 計 名		30年度 実質収支額	29年度 実質収支額	対前年度			
				増減額	増減率		
一 般 会 計 等		1,652,676	2,185,092	△532,416	△24.4		
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業会計 に係る特別会計 以外の特別会計	国民健康保険特別会計	322,106	1,053,442	△731,336	△69.4	
		国民健康保険鹿野診療所特別会計	0	0	0	—	
		後期高齢者医療特別会計	63,211	59,835	3,376	5.6	
		介護保険特別会計	429,434	529,916	△100,482	△19.0	
		駐車場事業特別会計	42,760	19,743	23,017	116.6	
	公 営 企 業 会 計	法適用企業	水道事業会計	2,659,961	2,674,858	△14,897	△0.6
			下水道事業会計	1,433,572	1,591,169	△157,597	△9.9
			病院事業会計	1,386,404	1,532,549	△146,145	△9.5
			介護老人保健施設事業会計	33,932	42,959	△9,027	△21.0
			モーターボート競走事業会計	10,058,463	6,949,540	3,108,923	44.7
		法非適用 企業	地方卸売市場事業特別会計	619	0	619	皆増
国民宿舎特別会計	0		0	0	—		
合 計 (連 結 実 質 収 支 額)		18,083,138	16,639,103	1,444,035	8.7		
標 準 財 政 規 模		36,006,066	36,219,429	△213,363	△0.6		

(注)・公営企業会計の実質収支額の欄は、剰余額又は資金不足額(△)を計上している。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模等に対する比率の過去3か年の平均値である。

実質公債費比率は8.1%で、前年度に比べ0.2ポイント高くなっている。

(単位 %)

区 分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
28年度	7.59775	7.9
29年度	8.29518	7.9
30年度	8.45535	8.1

実質公債費比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + A)}{\text{標準財政規模} - A}$$

(注) A = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

(単位 千円・%)

区 分		30年度	29年度	対前年度	
				増減額	増減率
地方債の 元利償還金	①公債費（一般会計等に係るものに限る。）	8,121,820	8,476,570	△354,750	△ 4.2
	②繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	0	646,320	△646,320	皆減
	計（①－②）	8,121,820	7,830,250	291,570	3.7
準元利償還金	公営企業債の償還に充てたと認められる一般会計等からの繰出金	2,067,429	2,407,795	△340,366	△ 14.1
	一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金	84,526	80,637	3,889	4.8
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	41,537	45,865	△4,328	△ 9.4
	一時借入金の利子	0	0	0	—
	計	2,193,492	2,534,297	△340,805	△ 13.4
特定財源	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	91,840	153,018	△61,178	△ 40.0
	公営住宅使用料	222,305	215,047	7,258	3.4
	都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	825,500	757,074	68,426	9.0
	その他	703	1,031	△328	△ 31.8
	計	1,140,348	1,126,170	14,178	1.3
標準財政規模		36,006,066	36,219,429	△213,363	△ 0.6
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額		6,696,758	6,797,800	△101,042	△ 1.5

(注)・29年度審査意見書中、29年度「地方債の元利償還金」の「①公債費（一般会計等に係るものに限る。）」欄に繰上償還額を控除した額を記載していたが、本表では区分して記載している。

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模等に対する比率である。

将来負担比率は90.3%で、前年度と同じになっている。

(単位 %・ポイント)

区 分	将来負担比率	前年度増減
28年度	78.3	△13.0
29年度	90.3	12.0
30年度	90.3	0.0

(注)・29年度については、修正後の数値である。

将来負担比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能財源} + \text{B})}{\text{標準財政規模} - \text{A}}$$

(注) A = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

B = 地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額

(単位 千円・%)

区 分		30年度	29年度	対前年度			
				増減額	増減率		
将来負担額	一般会計等の地方債現在高	88,758,373	89,298,368	△539,995	△0.6		
	債務負担行為に基づく支出予定額	2,882,973	2,995,345	△112,372	△3.8		
	公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額	18,078,608	18,765,297	△686,689	△3.7		
	一部事務組合等が起こした地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担見込額	2,490,114	2,569,639	△79,525	△3.1		
	退職手当支給予定額	9,955,682	10,560,550	△604,868	△5.7		
	第三セクターの損失補償債務に係る一般会計等の負担見込額	147,977	134,950	13,027	9.7		
	合 計	122,313,727	124,324,149	△2,010,422	△1.6		
充当可能財源等	充当可能基金	充当可能基金	8,732,208	8,974,976	△242,768	△2.7	
		特定財源見込額	国庫支出金等	0	0	0	—
			地方債を財源とする貸付金の償還金	838,241	930,944	△92,703	△10.0
			公営住宅の賃貸料等	1,905,753	2,080,699	△174,946	△8.4
			都市計画税	8,040,588	8,034,364	6,224	0.1
			その他特定の収入	2,670,469	2,744,936	△74,467	△2.7
			小 計	13,455,051	13,790,943	△335,892	△2.4
	計	22,187,259	22,765,919	△578,660	△2.5		
		地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額	73,650,874	74,966,502	△1,315,628	△1.8	
	合 計	95,838,133	97,732,421	△1,894,288	△1.9		
標準財政規模		36,006,066	36,219,429	△213,363	△0.6		
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額		6,696,758	6,797,800	△101,042	△1.5		

(注) ・29年度については、修正後の数値である。

6 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、公営企業会計の資金不足額の事業の規模に対する比率である。

当年度は、各会計とも資金不足額は生じていない。

(単位 %)

公 営 企 業 会 計 名		資金不足比率		
		28年度	29年度	30年度
法適用 企業	水道事業会計	—	—	—
	下水道事業会計	—	—	—
	病院事業会計	—	—	—
	介護老人保健施設事業会計	—	—	—
	モーターボート競走事業会計	—	—	—
法非適用 企業	地方卸売市場事業特別会計	—	—	—
	国民宿舎特別会計	—	—	—

(注)・資金不足額がない場合は「—」で表示している。

・経営健全化基準は20.0%（モーターボート競走事業会計は0.0%）である。

資金不足比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(注)・法適用企業

資金不足額 = 流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の
現在高 - 流動資産 - 解消可能資金不足額

※流動負債について、翌年度償還の企業債及び他会計からの借入金は算入対象から除外される。

事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

・法非適用企業

資金不足額 = 繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に
充てるために起こした地方債の現在高 - 解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

会計別の資金不足額（又は剰余額）及び事業の規模の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

公営企業会計名		30年度		29年度		対前年度			
		資金不足額 又は剰余額	事業の規模	資金不足額 又は剰余額	事業の規模	資金不足額又は剰余額		事業の規模	
						増減額	増減率	増減額	増減率
法 適 用 企 業	水道事業会計	2,659,961	2,757,877	2,674,858	2,765,254	△14,897	△0.6	△7,377	△0.3
	下水道事業会計	1,433,572	2,978,647	1,591,169	3,018,774	△157,597	△9.9	△40,127	△1.3
	病院事業会計	1,386,404	2,523,020	1,532,549	2,547,725	△146,145	△9.5	△24,705	△1.0
	介護老人保健施設 事業会計	33,932	317,986	42,959	316,486	△9,027	△21.0	1,500	0.5
	モーターボート 競走事業会計	10,058,463	54,095,746	6,949,540	45,778,541	3,108,923	44.7	8,317,205	18.2
法 非 適 用 企 業	地方卸売市場事業 特別会計	619	76,466	0	71,434	619	皆増	5,032	7.0
	国民宿舎特別会計	0	66,415	0	70,318	0	—	△3,903	△5.6

(注)・資金不足額又は剰余額欄は、資金不足額(△)又は剰余額を計上している。

7 むすび

平成30年度の本市の健全化判断比率、資金不足比率とも、国の示す基準からみて、健全な範囲で推移している。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は前年度に引き続き赤字額がなく、資金不足比率も同様に資金不足額が生じていない。

実質公債費比率の上昇は、公債費の増加と標準財政規模の減少によるものである。

一方、将来負担比率は前年度と同じで、実質公債費比率とともに早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率と将来負担比率を市債との関係で見ると、償還額が増えると、実質公債費比率は上昇し、将来負担比率は低下する要因になる。

今後も市債の償還額は増えると見込まれる中、借入金額の抑制を図り、長期的な公債費の低減につなげるとともに、基金を着実に積み立てるなど一層の計画的な財政運営を行い、引き続き各比率について適正な水準の維持に努められたい。